

上海市人力資源社会保障局

上海市外事弁公室

上海市公安局出入境管理局

CC：上海市商務委員会

CC：中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

CC：上海市文化広播影視管理局

（時候の挨拶）

2014年11月、人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部連名で「外国人が入境して短期業務任務を完成させる場合の関連手続秩序（試行）」に関する通知（人社部発（2014）78号、以下「78号」通知）が公布され、本年1月1日から施行されました。「78号」通知の試行により、訪中して業務を行う場合、長期滞在でなくとも、「就労」にあたるとしてZビザが必要となるケースやMビザが必要となるケースが示されており、日系企業の間ではビジネス上の往来に係る行政手続きが煩雑になると懸念する声が高まっています。

貴国政府は、一般旅券を所持する我が国国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であればビザを免除する「査証免除措置」を実施しています。

現在、多くの日系企業が中国で先端的な技術・サービス・商品等を提供するために活動しています。これらを導入するために、機器やマニュアル等を設置するだけでは不十分であり、専門家による現地での各種サポートが必要不可欠です。このため、中国国内の提携先等のために、「技術、科学研究、管理、指導などの業務」や「購入した設備機器に付属するメンテナンス、設置、調節実験、取外、指導、研究」などにおいて、多くの技術者や経営者等が日本から短期出張で貴国を訪れて支援を行っています。「査証免除措置」は、わが国企業が貴国へ先端的な技術・管理方式等に移転するにあたり、タイムリーかつ順調な導入に大いに貢献しており、査証免除措置を活用することで装置トラブルなどの緊急事態にも対処することが出来ています。

今回の「78号」通知では15日以内の査証免除措置について具体的に触れていません。しかし、15日以内であっても査証取得が求められれば、行政手続きの負担が増すために、企業活動にマイナスの影響を与えかねず、さらには日本企業に対してマイナスのメッセージになりかねません。

日中経済交流の活発化は、両国の安定成長に資するものであり、世界第二位と第三位の経済大国である両国の経済関係の深化は世界経済の発展にも貢献します。このような観点に立ち、わが国では中国人に対する各種査証制度の緩和

を段階的に進めているところです。

つきましては、これまでと同様に、わが国企業が貴国の経済構造の高度化と転換に最大限貢献するためにも以下の三点につき要望します。

1 日本語での説明会の開催

「78号」通知によって行政手続きが煩わしくなるのではないかと不安が高まっているところ、適切なタイミングで説明会を開催いただくようお願いいたします。開催にあたりましては、我々にて通訳を手配することもできますので、日本人経営者にも理解できるように日本語で日系企業を対象とした開催をご検討賜れば幸いです。

2 「中国（上海）自由貿易試験区条例」第24条の早期実施

「中国（上海）自由貿易試験区条例」第24条では、自貿区内企業の外国籍社員や中国籍社員、区内企業により招聘された外国籍出張者に対する入境、出境、在留に係る便宜を提供する旨記載されているところ、外国人のビザ・居留手続の簡素化を早期に実施いただくようお願いいたします。

3 試行段階である「78号」通知の柔軟な運用

行政手続き簡素化の一環として、15日間以内の滞在に関しては、従前通りに運用いただくようご検討のほど何卒よろしくようお願いいたします。

2015年2月3日

上海日本商エクラブ

JETRO上海事務所

日中経済協会上海事務所

在上海日本国総領事館